

杉並アニメーションミュージアムの ネーミングライツパートナー協定締結について

杉並区では、杉並区行財政改革推進計画に基づき、新たな財源確保を図っていくため、民間企業等に区立施設等の通称名を命名することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）の制度を導入しました。

本年度、その対象施設として、杉並アニメーションミュージアムのネーミングライツパートナーを募集したところ、2事業者から応募があり、選定会議を経て以下のとおり候補者を選定し、協定を締結しましたので報告します。

1 選定した事業者の概要等

事業者名	学校法人 東京工芸大学 （所在地）中野区本町2丁目
通称名案	「東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム」
契約期間	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで（5年間）
契約金額	年額500万円 5年間で2,500万円（消費税等込）

2 募集経過等

公募期間	平成30年5月1日から6月22日
協定締結日	平成30年8月3日
今後の予定	通称名の使用に関する契約締結後、平成30年9月1日から、施設内外の看板や館内の掲示、パンフレット、チラシ、HP等に、「東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム」のロゴ使用を開始します。

なお、東京工芸大学にはアニメーターを養成する学科があること、また、協定書の規定により、協定期間中、東京工芸大学側の地域貢献として、区と協議のうえアニメーションの発展に寄与する活動等に協力することとされていること、から、アニメワークショップやイベント等、アニメーションミュージアムが行う各種事業での協働について、協議を進めていきます。